【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年８月１日
【ファンド名】	ジャナス・セレクション（Janus Selection）
【発行者名】	ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 カール・オサリバン(Carl O'Sullivan) ピーター・サンディーズ(Peter Sandys) イアン・ダイブル（Ian Dyble） アリスター・セイヤー（Alistair Sayer）
【本店の所在の場所】	アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス 10 (10 Earlsfort Terrace, Dublin ２, Ireland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　森　下　国　彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　島田　充生 同　　菅野　龍太郎
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6888-1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【提出理由】

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド（Janus Capital Trust Manager Limited)(以下「管理会社」といいます。）は、ジャナス・セレクション（Janus Selection）（以下「当ファンド」といいます。）のサブファンドの一つであるジャナス・ジャパン・ファンド（以下「当サブファンド」といいます。）を平成29年10月17日をもって終了（償還）することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第１項および同条第２項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

平成29年10月17日（終了（償還）日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

当サブファンドは、アイルランド籍ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ジャパン・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券（以下「アンダーライイング・ファンド」といいます。）に投資を行ってまいりました。しかしながら、運用残高の減少により、アンダーライイング・ファンドの運用が停止され、アンダーライイング・ファンドの買戻し手続きを行う方針が決定されました。

当サブファンドにおきましては、アンダーライイング・ファンドの買戻しにより運用継続が困難となることから、当サブファンドを継続することが現実的ではなく、全ての受益証券を買戻し、当サブファンドを終了することが受益者の最良の利益に合致すると考え、平成29年10月17日をもって当サブファンドを繰上償還することを決定いたしました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した平成29年７月18日付書面により、日本における受益者に通知しました。